

平成八年法務省令第二十五号

更生保護事業法施行規則

更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、更生保護事業法施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
 第二章 更生保護法人（第七条―第二十一条）
 第三章 更生保護事業（第二十二条―第二十九条）
 第四章 雑則（第三十条―第三十三条）
 附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この規則において「認可事業者」とは、更生保護事業法（以下「法」という。）第四十五条の認可を受けて宿泊型保護事業を営む者をいう。

2 この規則において「届出事業者」とは、法第四十七条の二の届出をして通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業を営む者をいう。

3 この規則において「被保護者」とは、法第二十五条に規定する被保護者をいう。

4 この規則において「更生保護施設」とは、法第二十七条に規定する更生保護施設をいう。

5 この規則において「通所・訪問型保護事業所」とは、法第二十三条に規定する通所・訪問型保護事業を行う事業所をいう。

6 この規則において「地域連携・助成事業所」とは、法第二条第四項に規定する地域連携・助成事業を行う事業所をいう。

7 この規則において「公益事業」とは、法第六条第一項に規定する公益を目的とする事業をいう。

8 この規則において「収益事業」とは、法第六条第一項に規定する収益事業をいう。

（所管庁）

第二条 宿泊型保護事業又は通所・訪問型保護事業を営み、又は営もうとする者（地域連携・助成事業を併せ営み、又は営もうとする者を除く。）については、次に掲げるものを所管庁とし、このうち第一号に掲げるものを主たる所管庁とする。

一 主たる事務所の所在地を管轄する保護観察所の長

二 更生保護施設又は通所・訪問型保護事業所の所在地を管轄する保護観察所の長

2 地域連携・助成事業を営み、又は営もうとする者（宿泊型保護事業又は通所・訪問型保護事業を併せ営み、又は営もうとする者を含む。）については、次に掲げるものを所管庁とし、このうち第一号又は第二号に掲げるものを主たる所管庁とする。

一 地域連携・助成事業の事業地域が一の保護観察所の管轄区域内である場合には、主たる事務所の所在地を管轄する保護観察所の長

二 地域連携・助成事業の事業地域が一の地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）の管轄区域内における二以上の保護観察所の管轄区域にまたがる場合には、主たる事務所の所在地を管轄する地方委員会

三 宿泊型保護事業又は通所・訪問型保護事業を併せ営み、又は営もうとする者にあつては、その更生保護施設又は通所・訪問型保護事業所の所在地を管轄する保護観察所の長

3 前二項の規定にかかわらず、法務大臣は、更生保護事業の態様に応じ、適当な地方委員会又は保護観察所の長を所管庁とし、及び所管庁のうち適当なものを主たる所管庁とすることができる。

（会計の区分等）

第三条 更生保護事業に関する会計は、他の事業に関する会計と区分して経理しなければならない。公益事業及び収益事業に関する会計についても、同様とする。

2 更生保護事業に関する会計は、更生保護施設ごと、通所・訪問型保護事業ごと及び地域連携・助成事業所ごとの区分を明らかにして経理しなければならない。公益事業及び収益事業に関する会計についても、同様とする。

3 更生保護事業、公益事業及び収益事業に関する会計の基準は、法務大臣が定める。

（申請書の提出）

第四条 法の規定に基づき申請書その他の書類（以下「申請書等」という。）を法務大臣又は法第六十二条の規定により法務大臣の権限の委任を受けた地方委員会（以下「受任地方委員会」という。）に提出する場合において、主たる所管庁があるときは、これを經由しなければならない。

2 前項の場合において、主たる所管庁が申請書等を受け取ったときは、当該申請書等は、その受け取った日において法務大臣又は受任地方委員会に提出されたものとみなす。

（申請書等の送付等）

第五条 主たる所管庁は、前条第一項の規定により申請書等を受け取ったときは、速やかに、意見書を添付して、これを法務大臣（受任地方委員会がある場合は、受任地方委員会。以下「法務大臣等」という。）に送付しなければならない。この場合において、他に所管庁があるときは、その所管庁の意見書も添付しなければならない。

2 主たる所管庁が保護観察所の長である場合において、前項の規定により申請書等を法務大臣に送付するときは、当該保護観察所の所在地を管轄する地方委員会を経由しなければならない。

3 第一項前段の規定は、前項の規定により申請書等の送付を受けた地方委員会について準用する。

（処分等の通知等）

第六条 法務大臣等は、申請により求められた許可、認可、承認若しくは認定をし、又はこれをしてない処分をしたときは、申請者に対し、書面で通知しなければならない。

2 法第四十一条第一項若しくは第二項、第四十二条、第四十三条、第五十三条、第五十四条、第五十六条の二第二項から第四項まで又は第五十七条の二第一項若しくは第二項の規定による処分は、書面で行わなければならない。

（第二章 更生保護法人）

（公益事業及び収益事業）

第七条 更生保護法人が法第六条第一項の規定により行う公益事業及び収益事業は、その営む更生保護事業の内容に照らし、その種類及び規模が適正なものでなければならない。

2 法第六条第一項に規定する法務省令で定める公益事業は、次の各号に定める事業とする。

一 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十五条第二項第三号の規定による委託を受けて補導を行う事業

二 犯罪の予防又は青少年の健全育成に関し、相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う事業

三 法第二条第二項各号に掲げる者の改善更生を助けるために、その者に対し、無料又は低額な料金で宿泊場所を供与する事業（宿泊型保護事業として行うものを除く。）

四 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第六十六条の二第一項又は少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第四十五条第一項の規定により外出又は外泊をする者に対し、釈放後又は出院後の社会生活に係る相談に応じ、必要な助言その他の援助を行い、若しくは宿泊場所を供与し、又はその両方を行う事業

（設立の認可申請）

第八条 法第十条の認可を受けようとする者は、様式第一号による申請書及び定款を法務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、その設立しようとする更生保護法人に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 設立当初の財産の様式第二号による財産目録及びその財産の権利の帰属を証する書類

二 設立当初の会計年度及び翌会計年度の様式第三号による事業計画書及び収支予算書

三 設立者の履歴書

- 四 設立代表者を定めた場合には、その権限を証する書類
- 五 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本その他の書類
- 六 役員、評議員（評議員会を置く場合に限り。）及び職員の様式第四号による名簿
- 七 役員及び評議員の就任承諾書
- 八 役員が法第二十一条各号に掲げる者に該当しないことを証する書類
- 九 役員のうち、それぞれの役員について、当該役員、その配偶者及び三親等内の親族が役員
の総数の三分の一を超えて含まれないことを証する書類（それぞれの役員について、その配偶
者又は三親等内の親族が他の役員のうちに含まれている場合には、その氏名及び続柄を併せて
記載すること。）

十 法第六条第一項の規定により公益事業又は収益事業を行う場合には、当該事業の内容を明ら
かにする様式第五号による書類

3 法務大臣は、前項に規定するもののほか、当該認可に関し必要と認める書類の提出を求めら
ることができる。

（設立時の財産目録の備付け等）

第九条 法第十四条の二の規定により、更生保護法人の設立の時に作成する財産目録は、様式第二
号により作成し、設立当初の会計年度の翌会計年度の終了まで、主たる事務所に備え置かなけれ
ばならない。

（設立登記の届出）

第十条 更生保護法人は、法第十四条に規定する登記をしたときは、遅滞なく次に掲げる書類を添
付した届出書を法務大臣に提出しなければならない。

一 当該登記をしたことを証する登記事項証明書

二 設立の時の様式第二号による財産目録

三 前号に掲げる財産目録に記載した土地、建物、預金及び有価証券の取得を証する書類

（役員欠格事由）

第十条の二 法第二十一条第五号に規定する法務省令で定める者は、精神の機能の障害により法第
十七条及び法第十九条に定める職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適
切に行うことができない者とする。

（定款の変更の認可申請）

第十一条 更生保護法人は、法第二十七条第一項の認可を受けようとするときは、様式第六号によ
る申請書を法務大臣等に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款の変更を定めた手続を証する議事録の謄本その他の書類

二 変更後の定款

三 新たな種類の公益事業又は収益事業を行う場合には、当該事業の用に供する財産の様式第二
号による財産目録及びその財産の権利の帰属を証する書類、当該事業に係るその開始の日の属
する会計年度及び翌会計年度の様式第三号による事業計画書及び収支予算書、当該事業に従事
する職員の様式第四号による名簿並びに当該事業の内容を明らかにする様式第五号による書類
（定款の変更の届出）

第十二条 法第二十七条第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十一条第三号に掲げる事項（変更前の定款に宿泊型保護事業を行う旨の記載があ
る場合において、新たに通所・訪問型保護事業を行う旨の記載を追加するときに限る。）

二 法第十一条第四号に掲げる事項（主たる事務所以外の事務所の所在地の変更の場合に
限る。）

三 法第十一条第七号に掲げる事項（資産の単純な増加の場合に限る。）

四 法第十一条第十四号に掲げる事項

2 法第二十七条第三項の規定による届出は、変更後の定款を添付した様式第七号による届出書を
法務大臣等に提出してするものとする。

（役員等の異動の届出）

第十三条 更生保護法人は、役員又は評議員の就任、退任、住所の異動、改姓又は改名があつたと
きは、遅滞なく様式第八号による届出書を法務大臣等に提出しなければならない。

2 役員又は評議員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任した場合を除く。）には、前項
の届出書には、当該役員に係る第八条第二項第七号及び第八号に掲げる書類又は当該評議員に係
る同項第七号に掲げる書類を添付しなければならない。

（財産目録等の備付け等）

第十四条 法第二十九条第一項の規定により作成する書類のうち、事業成績書は様式第九号によ
り、財産目録は様式第二号によりそれぞれ作成するものとする。

2 法第二十九条第一項に規定する書類は、当該会計年度の翌々会計年度の終了まで、主たる事務
所に備え置かなければならない。

3 更生保護法人は、法第二十九条第三項の規定による請求があつたときは、請求者に対し様式第
九号の二による閲覧請求書の提出を求めるものとする。

（解散の認可等の申請）

第十五条 更生保護法人は、法第三十一条第二項の認可又は認定を受けようとするときは、様式第
十号による申請書を法務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第三十一条第一項第一号又は第三号に掲げる事由を証する議事録の謄本その他の書類

二 様式第二号による財産目録及び貸借対照表

三 負債がある場合には、その内容を明らかにする書類

（解散の届出等）

第十六条 法第三十一条第三項の規定による届出は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登
記事項証明書を添付した様式第十一号による届出書を法務大臣等に提出してするものとする。

2 法第三十一条の七の規定による届出は、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書
を添付した届出書を法務大臣等に提出してするものとする。

（残余財産の処分認可申請）

第十七条 清算人は、法第三十二条第二項の認可を受けようとするときは、様式第十二号による申
請書を法務大臣等に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 残余財産の処分の方法を定めた手続を証する議事録の謄本その他の書類

二 当該財産の譲渡を受ける者の意思を明らかにする書類

（清算終了の届出）

第十八条 法第三十二条の三の規定による届出は、次に掲げる書類を添付した届出書を法務大臣等
に提出してするものとする。

一 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書

二 清算に関する決算報告書

三 残余財産をその帰属先に引き渡したことを証する書類

（合併の認可申請）

第十九条 更生保護法人は、法第三十四条第二項の認可を受けようとするときは、様式第十三号に
よる申請書及び合併後存続する更生保護法人又は合併によって設立する更生保護法人の定款を法
務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併する各更生保護法人に係る次の書類

イ 法第三十四条第一項に規定する手続を経たことを証する議事録の謄本その他の書類

ロ 様式第二号による財産目録及び貸借対照表

ハ 負債がある場合には、その内容を明らかにする書類

二 合併後存続する更生保護法人又は合併によって設立する更生保護法人に係る第八条第二項第
一号、第二号及び第六号から第十号までに掲げる書類（合併後存続する更生保護法人について

は、同項第一号及び第二号に掲げる書類において「設立当初」とあるのは「合併当初」とし、引き続き役員又は評議員となる者に係る同項第七号及び第八号に掲げる書類を除く。）

(合併の場合の財産目録等の備付け等)

第二十条 法第三十五条第一項に規定する財産目録及び貸借対照表は、合併する各更生保護法人について作成し、同条第二項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまで、それぞれの主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項の財産目録は、様式第二号により作成するものとする。

(合併登記の届出)

第二十一条 更生保護法人は、法第三十九条に規定する登記をしたときは、次に掲げる書類を添付した届出書を法務大臣に提出しなければならない。

一 当該登記をしたことを証する登記事項証明書

二 合併の時の様式第二号による財産目録

三 前号に掲げる財産目録に記載した土地、建物、預金及び有価証券(合併後存続する更生保護法人が引き続き所有するものを除く。)の取得を証する書類

第三章 更生保護事業

(宿泊型保護事業の認可申請)

第二十二条 法第四十五条の認可を受けようとする者は、様式第十四号による申請書を法務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 宿泊型保護事業の用に供する財産の様式第二号による財産目録及びその財産の権利の帰属を証する書類

二 宿泊型保護事業に係るその開始当初の会計年度及び翌会計年度の様式第三号による事業計画書及び収支予算書

三 宿泊型保護事業を営むことについての意思の決定を証する議事録の謄本その他の書類

四 宿泊型保護事業に従事する職員の様式第四号による名簿

五 被保護者を職業訓練その他の作業に従事させる場合には、その作業の内容を明らかにする書類

六 職業紹介事業その他行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合には、その許可、認可等を受けていることを証する書類又はその許可、認可等の申請の状況を明らかにする書類

七 更生保護法人以外の者にあつては、前各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類

イ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書並びに役員及び評議員(評議員会が置かれていない場合に限る。)の様式第四号による名簿

ロ 法人以外の者にあつては、その代表者又は管理人の権限を証する書類及び様式第四号による名簿

ハ 収益事業を行う場合には、当該事業の用に供する財産の様式第二号による財産目録及びその財産の権利の帰属を証する書類、当該事業に係るその開始の日の属する会計年度及び翌会計年度の様式第三号による事業計画書及び収支予算書並びに当該事業の内容を明らかにする様式第五号による書類

3 第八条第三項の規定は、第一項の申請があつた場合について準用する。

(処遇の基準等)

第二十三条 法第四十六条第一項第二号の更生保護施設の規模及び構造の基準、同項第三号の幹部職員(資格又は経験並びに法第四十九条の二第四号の更生保護施設における処遇の基準は、別に法務省令で定める)の資格及び経験並びに法第四十九号の二第四号の更生保護施設における処遇の基準は、別に法務省令で定める。

(認可に係る事項の変更の認可申請)

第二十四条 認可事業者が、法第四十七条第一項の認可を受けようとするときは、様式第十五号による申請書を法務大臣等に提出するものとする。

2 前項の申請書には、その変更しようとする事項に係る第二十二條第二項第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げる書類並びに当該事項を変更することを定めた手続を証する議事録の謄本その他の書類を添付しなければならない。

(認可に係る事項等の変更の届出)

第二十五条 法第四十七条第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十五条第二号に掲げる事項(主たる事務所以外の事務所の所在地の変更の場合に限る。)

二 法第四十五条第七号に掲げる事項(宿泊型保護事業の用に供する資産の単純な増加の場合に限る。)

2 認可事業者は、前項に規定する事項を変更したときは、遅滞なく様式第十六号による届出書を法務大臣等に提出しなければならない。

第二十六条 認可事業者は、事務所若しくは更生保護施設の所在地の表示に変更があつたとき、又は実務に当たる幹部職員の改姓若しくは改名があつたときは、遅滞なく様式第十六号による届出書を法務大臣等に提出しなければならない。更生保護法人以外の認可事業者の経営の責任者の住所の異動、改姓又は改名があつたときも、同様とする。

2 第十三条第一項の規定は、更生保護法人以外の法人である認可事業者の役員(経営の責任者を除く。)及び評議員について準用する。

(宿泊型保護事業の廃止の時期の承認申請)

第二十七条 認可事業者が、法第四十七条第三項の承認を受けようとするときは、様式第十七号による申請書を法務大臣等に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業を廃止することを定めた手続を証する議事録の謄本その他の書類

二 廃止しようとする事業に係る様式第二号による財産目録及び貸借対照表

三 廃止しようとする事業に係る負債がある場合には、その内容を明らかにする書類

(通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業の届出)

第二十七条の二 法第四十七条の二の規定による届出をして通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業を営もうとする者は、様式第十四号の二による届出書を法務大臣等に提出するものとする。

(届出事項の変更の届出)

第二十七条の三 届出事業者が、法第四十七条の二の規定により届出事項を変更しようとするときは、様式第十六号の二による届出書を法務大臣等に提出するものとする。

2 前項の届出書には、その変更しようとする事項に係る前条第二項において準用する第二十二條第二項に掲げる書類(同項第三号から第五号までに掲げる書類を除く。)及び当該事項を変更することを定めた手続を証する議事録の謄本その他の書類を添付しなければならない。

第二十七条の四 届出事業者は、事務所又は通所・訪問型保護事業所若しくは地域連携・助成事業所の所在地の表示に変更があつたときは、遅滞なく様式第十六号の二による届出書を法務大臣等に提出しなければならない。更生保護法人以外の届出事業者の経営の責任者の住所の異動、改姓又は改名があつたときも、同様とする。

2 第十三条第一項の規定は、更生保護法人以外の法人である届出事業者の役員(経営の責任者を除く。)及び評議員について準用する。

(通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業の廃止の届出)

第二十七条の五 届出事業者が、法第四十七条の二の規定により事業の廃止の届出をしようとするときは、様式第十七号の二による届出書を法務大臣等に提出するものとする。

2 前項の届出書に添付する書類に関しては、第二十七條第二項を準用する。

(事業成績等の報告)
第二十八條 法第五十一条(法第五十六条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告は、次に掲げる書類(届出事業者については、第三号に掲げる書類を除く。)を添付した様式第十八号による報告書を法務大臣に提出してするものとする。

一 様式第二号による財産目録及び貸借対照表
二 収支計算書(収益事業については損益計算書)
三 宿泊型保護事業に従事する職員の様式第十九号による職員給与等一覧表
四 様式第九号による事業成績書

(帳簿の備付け等)
第二十九條 法第五十二条に規定する帳簿は、同条各号に掲げる帳簿の区分に応じて次の各号に定める帳簿とする。
一 法第五十二条第一号に掲げる帳簿 様式第二十号による保護簿及び様式第二十一号による金品給貸与簿
二 法第五十二条第二号に掲げる帳簿 様式第二十二号による被保護者名簿
三 法第五十二条第三号に掲げる帳簿 様式第二十三号による保管金品台帳
四 法第五十二条第四号に掲げる帳簿 次に掲げるもの

イ 不動産台帳
ロ 備品台帳
ハ 仕訳帳
ニ 総勘定元帳
五 法第五十二条第五号に掲げる帳簿 様式第二十四号による寄附金収納簿
2 法第五十六条の二において法第五十二条を準用する場合には、前項に定めるほか、次の各号に掲げる方法によることができる。
一 通所・訪問型保護事業を営む者にあつては、前項第二号に定める帳簿につき、「通所・訪問型保護事業用(乙)」を用いることにより、同項第一号の帳簿を省略すること。
二 地域連携・助成事業を営む者にあつては、前項第一号から第三号までの帳簿を省略すること。

3 第一項の帳簿は、その処理が終わつた会計年度の翌会計年度の終了まで、次の各号に掲げる事務所に当該各号に定めるものを備え付けなければならない。
一 主たる事務所 第一項第四号イの帳簿並びにその事務所に係る同号ロからニまで及び同項第五号の帳簿
二 更生保護施設及び通所・訪問型保護事業所の事務所 その施設又は事業所に係る第一項の帳簿(同項第四号イの帳簿を除く。)
三 前二号に掲げる事務所以外の事務所 その事務所に係る第一項第四号ロからニまで及び同項第五号の帳簿

4 第一項の帳簿は、その処理が終わつた会計年度の翌会計年度から起算して、次の各号に定める期間、保存しなければならない。
一 第一項第一号の帳簿については、三年
二 第一項第四号ロからニまで及び同項第五号の帳簿については、五年(収益事業に係るものについては、七年)
三 第一項第二号及び第三号の帳簿については、十年
四 第一項第四号イの帳簿については、二十年

第四章 雑則
(寄附金の募集の許可申請)
第三十條 法第六十条第一項の許可を受けようとする者(以下「寄附金募集者」という。)は、様式第二十五号による申請書を法務大臣等に提出するものとする。
2 寄附金募集者が認可事業者又は届出事業者である場合は、前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 寄附金を募集することを定めた手続を証する議事録の謄本その他の書類
二 申請前一年以内における社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百十二条に規定する共同募金の配分を受けた事実の有無を証する書類
3 寄附金募集者が認可事業者又は届出事業者以外の者である場合は、第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 法人又は法人でない団体で代表者若しくは管理人の定めのあるものにあつては、前項各号に掲げる書類のほか、定款その他の基本約款、経理の方針及び資産の状況を明らかにする書類並びに役員(法人でない団体にあつては、代表者又は管理人)の名簿
二 前号に規定する者以外の者にあつては、前項第二号に掲げる書類のほか、寄附金募集者の履歴書、戸籍謄本又は戸籍抄本及びその資産の状況を明らかにする書類
4 第八条第三項の規定は、第一項の申請があつた場合について準用する。
(寄附金募集従事証)
第三十一条 法務大臣等は、法第六十条第一項の許可をしたときは、当該寄附金の募集に従事する者(次項において「寄附金募集従事者」という。)に対して、様式第二十六号による寄附金募集従事証を交付するものとする。
2 寄附金募集従事者は、当該寄附金の募集に従事するときは、常に前項の寄附金募集従事証を携帯し、関係人から要求があつたときは、これを提示しなければならない。
(寄附金募集の結果報告)
第三十二条 法第六十条第三項の規定による報告は、様式第二十七号による報告書を法務大臣等に提出してするものとする。
(地方委員会への委任)
第三十三条 法第六十二条の規定により地方委員会に委任することができる法務大臣の権限は、次に掲げるものを除き、主たる所管庁が地方委員会である場合は当該地方委員会に、主たる所管庁が保護観察所の長である場合は当該保護観察所の所在地を管轄する地方委員会に委任する。
一 法第十三条に規定する権限
二 法第四十八条第二項又は第三項の規定による届出を受ける権限
三 法第五十一条(法第五十六条の二第一項及び第五十七条において準用する場合を含む。)の規定による報告を受ける権限

附則
1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。
(更生保護会の監督等に関する規則の廃止)
2 更生保護会の監督等に関する規則(昭和四十四年法務省令第三十七号)は、廃止する。
(経過措置)
3 この省令の施行の際現に更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律(平成七年法律第八十七号)第一条の規定による廃止前の更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)又はこれに基づく命令の規定に基づいて備え付け、又は保存している帳簿は、法又はこの省令の相当規定に基づいて備え付け、又は保存しているものとみなす。
附則(平成一四年六月五日法務省令第三六号)
この省令は、更生保護事業法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第四十六号)施行の日(平成十四年六月十日)から施行する。
附則(平成一七年二月二四日法務省令第一九号)抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十七年三月七日から施行する。
附則(平成二〇年四月二三日法務省令第三〇号)
この省令は、更生保護法(平成十九年法律第八十八号)の施行の日(平成二十年六月一日)から施行する。

一 寄附金を募集することを定めた手続を証する議事録の謄本その他の書類
二 申請前一年以内における社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百十二条に規定する共同募金の配分を受けた事実の有無を証する書類
3 寄附金募集者が認可事業者又は届出事業者以外の者である場合は、第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 法人又は法人でない団体で代表者若しくは管理人の定めのあるものにあつては、前項各号に掲げる書類のほか、定款その他の基本約款、経理の方針及び資産の状況を明らかにする書類並びに役員(法人でない団体にあつては、代表者又は管理人)の名簿
二 前号に規定する者以外の者にあつては、前項第二号に掲げる書類のほか、寄附金募集者の履歴書、戸籍謄本又は戸籍抄本及びその資産の状況を明らかにする書類
4 第八条第三項の規定は、第一項の申請があつた場合について準用する。
(寄附金募集従事証)
第三十一条 法務大臣等は、法第六十条第一項の許可をしたときは、当該寄附金の募集に従事する者(次項において「寄附金募集従事者」という。)に対して、様式第二十六号による寄附金募集従事証を交付するものとする。
2 寄附金募集従事者は、当該寄附金の募集に従事するときは、常に前項の寄附金募集従事証を携帯し、関係人から要求があつたときは、これを提示しなければならない。
(寄附金募集の結果報告)
第三十二条 法第六十条第三項の規定による報告は、様式第二十七号による報告書を法務大臣等に提出してするものとする。
(地方委員会への委任)
第三十三条 法第六十二条の規定により地方委員会に委任することができる法務大臣の権限は、次に掲げるものを除き、主たる所管庁が地方委員会である場合は当該地方委員会に、主たる所管庁が保護観察所の長である場合は当該保護観察所の所在地を管轄する地方委員会に委任する。
一 法第十三条に規定する権限
二 法第四十八条第二項又は第三項の規定による届出を受ける権限
三 法第五十一条(法第五十六条の二第一項及び第五十七条において準用する場合を含む。)の規定による報告を受ける権限

附則
1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。
(更生保護会の監督等に関する規則の廃止)
2 更生保護会の監督等に関する規則(昭和四十四年法務省令第三十七号)は、廃止する。
(経過措置)
3 この省令の施行の際現に更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律(平成七年法律第八十七号)第一条の規定による廃止前の更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)又はこれに基づく命令の規定に基づいて備え付け、又は保存している帳簿は、法又はこの省令の相当規定に基づいて備え付け、又は保存しているものとみなす。
附則(平成一四年六月五日法務省令第三六号)
この省令は、更生保護事業法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第四十六号)施行の日(平成十四年六月十日)から施行する。
附則(平成一七年二月二四日法務省令第一九号)抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十七年三月七日から施行する。
附則(平成二〇年四月二三日法務省令第三〇号)
この省令は、更生保護法(平成十九年法律第八十八号)の施行の日(平成二十年六月一日)から施行する。

一 寄附金を募集することを定めた手続を証する議事録の謄本その他の書類
二 申請前一年以内における社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百十二条に規定する共同募金の配分を受けた事実の有無を証する書類
3 寄附金募集者が認可事業者又は届出事業者以外の者である場合は、第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 法人又は法人でない団体で代表者若しくは管理人の定めのあるものにあつては、前項各号に掲げる書類のほか、定款その他の基本約款、経理の方針及び資産の状況を明らかにする書類並びに役員(法人でない団体にあつては、代表者又は管理人)の名簿
二 前号に規定する者以外の者にあつては、前項第二号に掲げる書類のほか、寄附金募集者の履歴書、戸籍謄本又は戸籍抄本及びその資産の状況を明らかにする書類
4 第八条第三項の規定は、第一項の申請があつた場合について準用する。
(寄附金募集従事証)
第三十一条 法務大臣等は、法第六十条第一項の許可をしたときは、当該寄附金の募集に従事する者(次項において「寄附金募集従事者」という。)に対して、様式第二十六号による寄附金募集従事証を交付するものとする。
2 寄附金募集従事者は、当該寄附金の募集に従事するときは、常に前項の寄附金募集従事証を携帯し、関係人から要求があつたときは、これを提示しなければならない。
(寄附金募集の結果報告)
第三十二条 法第六十条第三項の規定による報告は、様式第二十七号による報告書を法務大臣等に提出してするものとする。
(地方委員会への委任)
第三十三条 法第六十二条の規定により地方委員会に委任することができる法務大臣の権限は、次に掲げるものを除き、主たる所管庁が地方委員会である場合は当該地方委員会に、主たる所管庁が保護観察所の長である場合は当該保護観察所の所在地を管轄する地方委員会に委任する。
一 法第十三条に規定する権限
二 法第四十八条第二項又は第三項の規定による届出を受ける権限
三 法第五十一条(法第五十六条の二第一項及び第五十七条において準用する場合を含む。)の規定による報告を受ける権限

附則
1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。
(更生保護会の監督等に関する規則の廃止)
2 更生保護会の監督等に関する規則(昭和四十四年法務省令第三十七号)は、廃止する。
(経過措置)
3 この省令の施行の際現に更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律(平成七年法律第八十七号)第一条の規定による廃止前の更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)又はこれに基づく命令の規定に基づいて備え付け、又は保存している帳簿は、法又はこの省令の相当規定に基づいて備え付け、又は保存しているものとみなす。
附則(平成一四年六月五日法務省令第三六号)
この省令は、更生保護事業法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第四十六号)施行の日(平成十四年六月十日)から施行する。
附則(平成一七年二月二四日法務省令第一九号)抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十七年三月七日から施行する。
附則(平成二〇年四月二三日法務省令第三〇号)
この省令は、更生保護法(平成十九年法律第八十八号)の施行の日(平成二十年六月一日)から施行する。

一 寄附金を募集することを定めた手続を証する議事録の謄本その他の書類
二 申請前一年以内における社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百十二条に規定する共同募金の配分を受けた事実の有無を証する書類
3 寄附金募集者が認可事業者又は届出事業者以外の者である場合は、第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 法人又は法人でない団体で代表者若しくは管理人の定めのあるものにあつては、前項各号に掲げる書類のほか、定款その他の基本約款、経理の方針及び資産の状況を明らかにする書類並びに役員(法人でない団体にあつては、代表者又は管理人)の名簿
二 前号に規定する者以外の者にあつては、前項第二号に掲げる書類のほか、寄附金募集者の履歴書、戸籍謄本又は戸籍抄本及びその資産の状況を明らかにする書類
4 第八条第三項の規定は、第一項の申請があつた場合について準用する。
(寄附金募集従事証)
第三十一条 法務大臣等は、法第六十条第一項の許可をしたときは、当該寄附金の募集に従事する者(次項において「寄附金募集従事者」という。)に対して、様式第二十六号による寄附金募集従事証を交付するものとする。
2 寄附金募集従事者は、当該寄附金の募集に従事するときは、常に前項の寄附金募集従事証を携帯し、関係人から要求があつたときは、これを提示しなければならない。
(寄附金募集の結果報告)
第三十二条 法第六十条第三項の規定による報告は、様式第二十七号による報告書を法務大臣等に提出してするものとする。
(地方委員会への委任)
第三十三条 法第六十二条の規定により地方委員会に委任することができる法務大臣の権限は、次に掲げるものを除き、主たる所管庁が地方委員会である場合は当該地方委員会に、主たる所管庁が保護観察所の長である場合は当該保護観察所の所在地を管轄する地方委員会に委任する。
一 法第十三条に規定する権限
二 法第四十八条第二項又は第三項の規定による届出を受ける権限
三 法第五十一条(法第五十六条の二第一項及び第五十七条において準用する場合を含む。)の規定による報告を受ける権限

附則
1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。
(更生保護会の監督等に関する規則の廃止)
2 更生保護会の監督等に関する規則(昭和四十四年法務省令第三十七号)は、廃止する。
(経過措置)
3 この省令の施行の際現に更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律(平成七年法律第八十七号)第一条の規定による廃止前の更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)又はこれに基づく命令の規定に基づいて備え付け、又は保存している帳簿は、法又はこの省令の相当規定に基づいて備え付け、又は保存しているものとみなす。
附則(平成一四年六月五日法務省令第三六号)
この省令は、更生保護事業法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第四十六号)施行の日(平成十四年六月十日)から施行する。
附則(平成一七年二月二四日法務省令第一九号)抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十七年三月七日から施行する。
附則(平成二〇年四月二三日法務省令第三〇号)
この省令は、更生保護法(平成十九年法律第八十八号)の施行の日(平成二十年六月一日)から施行する。

一 寄附金を募集することを定めた手続を証する議事録の謄本その他の書類
二 申請前一年以内における社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百十二条に規定する共同募金の配分を受けた事実の有無を証する書類
3 寄附金募集者が認可事業者又は届出事業者以外の者である場合は、第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 法人又は法人でない団体で代表者若しくは管理人の定めのあるものにあつては、前項各号に掲げる書類のほか、定款その他の基本約款、経理の方針及び資産の状況を明らかにする書類並びに役員(法人でない団体にあつては、代表者又は管理人)の名簿
二 前号に規定する者以外の者にあつては、前項第二号に掲げる書類のほか、寄附金募集者の履歴書、戸籍謄本又は戸籍抄本及びその資産の状況を明らかにする書類
4 第八条第三項の規定は、第一項の申請があつた場合について準用する。
(寄附金募集従事証)
第三十一条 法務大臣等は、法第六十条第一項の許可をしたときは、当該寄附金の募集に従事する者(次項において「寄附金募集従事者」という。)に対して、様式第二十六号による寄附金募集従事証を交付するものとする。
2 寄附金募集従事者は、当該寄附金の募集に従事するときは、常に前項の寄附金募集従事証を携帯し、関係人から要求があつたときは、これを提示しなければならない。
(寄附金募集の結果報告)
第三十二条 法第六十条第三項の規定による報告は、様式第二十七号による報告書を法務大臣等に提出してするものとする。
(地方委員会への委任)
第三十三条 法第六十二条の規定により地方委員会に委任することができる法務大臣の権限は、次に掲げるものを除き、主たる所管庁が地方委員会である場合は当該地方委員会に、主たる所管庁が保護観察所の長である場合は当該保護観察所の所在地を管轄する地方委員会に委任する。
一 法第十三条に規定する権限
二 法第四十八条第二項又は第三項の規定による届出を受ける権限
三 法第五十一条(法第五十六条の二第一項及び第五十七条において準用する場合を含む。)の規定による報告を受ける権限

附則
1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。
(更生保護会の監督等に関する規則の廃止)
2 更生保護会の監督等に関する規則(昭和四十四年法務省令第三十七号)は、廃止する。
(経過措置)
3 この省令の施行の際現に更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律(平成七年法律第八十七号)第一条の規定による廃止前の更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)又はこれに基づく命令の規定に基づいて備え付け、又は保存している帳簿は、法又はこの省令の相当規定に基づいて備え付け、又は保存しているものとみなす。
附則(平成一四年六月五日法務省令第三六号)
この省令は、更生保護事業法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第四十六号)施行の日(平成十四年六月十日)から施行する。
附則(平成一七年二月二四日法務省令第一九号)抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十七年三月七日から施行する。
附則(平成二〇年四月二三日法務省令第三〇号)
この省令は、更生保護法(平成十九年法律第八十八号)の施行の日(平成二十年六月一日)から施行する。

附 則 (平成二〇年二月二八日法務省令第六五号)

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成二三年五月二〇日法務省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年六月一日法務省令第三六号)

この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二八年六月一日)から施行する。

附 則 (令和元年七月一日法務省令第二五号)

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則 (令和元年九月六日法務省令第三〇号)

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和二年二月一七日法務省令第五六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年二月一〇日法務省令第四四号)

(施行期日)

1 この省令は、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号) 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日(令和五年十二月一日)から施行する。

(経過措置)

2 この省令で定める様式の記入については、この省令の施行前に行われた継続保護事業を宿泊型保護事業と、一時保護事業を通所・訪問型保護事業と、連絡助成事業を地域連携・助成事業とそれぞれみなす。

附 則 (令和六年三月二二日法務省令第一〇号)

この省令は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

様式第一号(第八条関係)

更生保護事業法第10条の規定により、下記のとおり更生保護法人を設立することについて認可を受けたいので、申請します。
更生保護法人設立認可申請書
申請者(住所氏名)
更生保護法人設立認可申請書
設立者の氏名及び住所
更生保護法人の名称
主たる事務所の所在地
設立の趣意(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第二号(第八条、第九条、第十条、第十四条、第十五条、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二号、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十八条関係)

様式第二号(第八条、第九条、第十条、第十一条、第十四条、第十五条、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二号、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十七条の二、第二十七条の三、第二十七条の五、第二十八条関係)

財産目録
(年 月 日現在)
(認可事業者・届出事業者の名称)

Table with 3 main sections: 1 資産の部 (1) 基本財産, (2) 通常財産; 2 負債の部; 3 借用不動産の部. Each section contains a table with columns for '区分', '摘要', '価額', '対照', '備考'.

(備考)
1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 更生保護事業、公益事業及び収益事業ごとに区分し、別業として作成すること。
3 更生保護施設ごと、通所・訪問型保護事業所ごと及び地域連携・助成事業所ごとの区分を明らかにして作成すること。
4 「区分」の欄には、貸借対照表に掲げる勘定科目を記載すること。備品については「事務用」及び「事業用」の区分を括弧を付して記載すること。

- 5 「摘要」の欄には、種類、数量等財産の内容を具体的に記載すること。
- 6 「1 資産の部」の「価額」の欄には、取得価額を記載すること。減価償却資産については、減価償却状況を「(耐用年数；経過年数)当期減価償却額、減価償却費累計額」の形式で「備考」の欄に記載すること。
- 7 「対照」の欄は、法第29条第1項の規定により作成する場合並びに法第51条及び法第56条の2第1項の規定による報告に用いる場合を除いて、作成を要しない。
- 8 「当期増減額」の欄に減少額を記載する場合には、金額の前に△印を付して記載すること。
- 9 複数の事業の用に供している財産については、当該財産を用いる事業のうち主たる事業の財産目録に記載し、「備考」の欄に兼用する事業の種類を注記すること。
- 10 負債がない場合には、「2 負債の部」にその旨を記載すること。
- 11 借用不動産がない場合には、「3 借用不動産の部」にその旨を記載すること。

様式第三号(第八条、第十一条、第十九条、第二十二條、第二十四條、第二十七條の二、第二十七條の三関係)

年度事業計画書

(認可事業者・届出事業者の名称)

- 1 運営に関する事項
- 2 事業の実施に関する事項
- 3 設備に関する事項
- 4 その他の事項
(備考)
 - 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 1には、法人等の運営に関する事項について記載すること。
 - 3 2及び3は、更生保護事業、公益事業及び収益事業ごとの区分を明らかにして記載すること。更生保護事業については、さらに、宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業ごとの区分を明らかにして記載すること。
 - 4 3には、建物その他の設備の整備等に関する事項を記載すること。

様式第四号（第八条、第十一条、第十九条、第二十二條、第二十四條、第二十七條の二、第二十七條の三関係）

① 名 簿

（認可事業者・届出事業者の名称）

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 住所 | 職業 | 役職歴 | 備考 |
|-----|----|--------|----|----|-----|----|
| | | 年 月 日生 | | | | |

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては役員、評議員及び職員ごとに区分し、法人以外の者にあつては代表者又は管理人及び職員ごとに区分し、それぞれ別業として作成すること。
- 3 ①の部分には、作成する名簿の区分に応じ、「役員」、「評議員」、「職員」又は「代表者・管理人」を記入すること。
- 4 「役名職名」の欄には、役員の名簿にあつては理事長、常務理事、理事、監事等の別を、職員の名簿にあつては施設長、補導主任、補導員等の別を、代表者又は管理人の名簿にあつてはその団体における代表者又は管理人の呼称を記載するものとし、評議員の名簿にあつては記載を要しない。
- 5 「役職歴」の欄には、経験した主な役職名を記載すること。
- 6 職員の名簿の「備考」の欄には、常勤及び非常勤の別、事務所又は更生保護施設が複数ある場合には勤務地の別、宿泊型保護事業以外の事業にも従事する場合にはその事業名（主従の別も明らかにすること。）を、それぞれ記載すること。

様式第五号（第八条、第十一条、第十九条、第二十二條、第二十四條、第二十七條の二、第二十七條の三関係）（平14建業令38・令改、令元建業令25・一部改正）

① 事業概況書

（認可事業者・届出事業者の名称）

- 1 事業の種類及び内容
- 2 事業の用に供する建物その他の設備の規模及び構造
 - (1) 土地の所在地、地番、地目及び地積
 - (2) 建物の所在地、家屋番号、構造及び床面積
 - (3) 土地の区画並びに区画内の建物及び構築物の配置
 - (4) 建物内部の使用区分
- 3 事業に従事する職員数 人
- 4 事業担当責任者の氏名

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 公益事業及び収益事業ごとに区分し、別業として作成すること。
- 3 ①の部分には、作成する書類の区分に応じ、「公益」又は「収益」を記入すること。
- 4 2の(1)及び(2)には、それぞれ登記簿の記載に沿って、所在地等を記載すること。
- 5 2の(3)及び(4)については、当該事業の用に供する建物その他の設備の状況を示した平面図を添付し、適宜図面において明らかにすることとよい。

様式第六号（第十一条関係）（令元法省令第25号・令2法省令第56号一部改正）

年 月 日

殿

(更生保護法人の名称)
理事長

定款変更認可申請書

下記のとおり定款を変更することについて、更生保護事業法第27条第1項の認可を受けたいので、申請します。

記

- 1 変更の内容
 - 2 変更の理由
- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 申請書のあて名は、法務大臣（受任地方委員会がある場合は、受任地方委員会。）とすること。
 - 3 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を示すこと。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。

様式第七号（第十二条関係）（令元法省令第25号・令2法省令第56号一部改正）

年 月 日

殿

(更生保護法人の名称)
理事長

定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、更生保護事業法第27条第3項の規定により、届け出ます。

記

- 1 変更の内容
 - 2 変更の理由
- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 届出書のあて名は、法務大臣（受任地方委員会がある場合は、受任地方委員会。）とすること。
 - 3 1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を示し、併せて、変更した時期を記載すること。

様式第八号（第十三条、第二十六条、第二十七条の四関係）

年 月 日

殿
 （認可事業者・届出事業者の名称）
 （代表者の役名及び氏名）

役員等異動届出書

次のおり役員等に異動があったので、届け出ます。

| 異動年月日 | 氏名 | 生年月日 | 住所 | 職業 | 役職歴 | 備考 |
|-------|----|--------|----|----|-----|----|
| | | 年 月 日生 | | | | |

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 届出書のあて名は、法務大臣（受任地方委員会がある場合は、受任地方委員会）とすること。
- 3 「異動事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、新任、住所の異動、改姓又は改名の別を記載すること。任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 4 「役名」の欄には、理事長、常務理事、理事、監事、評議員等の別を記載すること。
- 5 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 6 「役職歴」の欄には、新任の役員等についてのみ、経験した主な役職名を記載すること。
- 7 更生保護法人にあっては、新たに就任した役員について、その配偶者又は三親等内の親族が他の役員のうちに含まれる場合には、その役員の名及び親族関係を「備考」の欄に記載すること。

様式第九号（第十四条、第二十八条関係）

年度事業成績書

（認可事業者・届出事業者の名称）

1 更生保護事業

(1) 宿泊型保護事業

ア 宿泊の供与をした被保護者の実人員とその内容

| 区分 | 保護の種別 | 保護観察所の長の委託に基づく保護（委託保護） | | | 被保護者からの申出に基づく保護（任意保護） | 合計 |
|--------------------|----------|------------------------|--------|----|-----------------------|----|
| | | 補導保護・救護 | 更生緊急保護 | 小計 | | |
| 前年度からの継続 (A) | | | | | | |
| 当年度開始 | 入所 (B) | | | | | |
| | 種別異動 (C) | | | | | |
| 当年度終了 | 退所 (D) | | | | | |
| | 種別異動 (E) | | | | | |
| 翌年度へ継続 (A+B+C-D-E) | | | | | | |
| 実人員 (A+B+C) | | | | | | |
| 種別異動を除く実人員 (A+B) | | | | | | |

イ 宿泊の供与及び食事の給与をした延人員

| 区分 | 保護の種別 | 保護観察所の長の委託に基づく保護（委託保護） | | | 被保護者からの申出に基づく保護（任意保護） | 合計 |
|---------|-------|------------------------|--------|----|-----------------------|----|
| | | 補導保護・救護 | 更生緊急保護 | 小計 | | |
| 宿泊供与延人員 | | | | | | |
| 食事給与延人員 | | | | | | |

ウ 退所者の保護の期間その他の状況

| 保護の期間(人) | 退所理由(人) | 退所先(人) | 退所時の職業(人) |
|----------|---------|--------|-------------------|
| 5日未満 | 円満退所 | 親族 | 専門的・技術的職業従事者 |
| 10日 " | 勧告退所 | 知人・友人 | 管理的職業従事者 |
| 20日 " | 無断退所 | 下宿・借家等 | 事務従事者 |
| 1月 " | 事故退所 | 就業先 | 販売従事者 |
| 2月 " | その他 | 社会福祉施設 | サービス職業従事者 |
| 3月 " | | その他 | 保安職業従事者 |
| 6月 " | | 不詳 | 農林・漁業従事者 |
| 1年 " | | | 運輸・通信従事者 |
| 2年 " | | | 技工・調理・製菓・製糖及び印刷作業 |
| 3年 " | | | 無職者 |
| 3年以上 | | | 不詳 |
| 計 | 計 | 計 | 計 |

(2) 通所・訪問型保護事業

ア 保護を行った被保護者の実人員

| 区分 | 相談・職 補導援護・救 護の対象者 | 更生緊急保護の 対象者 | その他の者 | 合計 |
|-----|-------------------------|----------------|-------|----|
| 実人員 | | | | |

イ 保護の内容

| 区分 | 相談・職 補導援護・救 護の対象者 | 更生緊急保護の 対象者 | その他の者 | 合計 |
|-------------------|-------------------------|----------------|-------|-----|
| 居住の援助 | | | | |
| 医療の援助 | | | | |
| 就職の援助 | | | | |
| 金品の 給与又は 貸付 | 居住費費 () | () | () | () |
| | 食事費 () | () | () | () |
| | その他 () | () | () | () |
| 生活相談 | | | | |
| 特定補導 | | | | |
| その他 | | | | |

(3) 集団処遇の実施状況

(4) 地域連携・助成事業

ア 地域における連絡協力体制の整備

イ 地域住民の参加の促進

ウ 人材の確保・養成・研修

エ 啓発・連絡・調整・助成

2 公益事業

(1) 事業の実施結果に関する事項

(2) その他の事項

3 収益事業

(1) 事業の実施結果に関する事項

(2) その他の事項

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 1の(1)のアの「当年度開始」の欄の「種別異動(C)」の欄には、保護実施中に保護の種別が変更して当該種別に該当することになった者の数を、「当年度終結」の「種別異動(E)」の欄には、該当しなくなった者の数を、それぞれ記載すること。
- 3 1の(1)のイの「宿泊供与延人員」及び「食事給与延人員」の欄には、それぞれ1人1日分を延1人として記載すること。
- 4 1の(2)のイには、同一の被保護者に複数の保護を実施した場合には、各該当欄にそれぞれ1名分として記載すること。就業の援助等について、特定補導として実施した場合には、「特定補導」の欄に記載すること。「金品の給与又は貸付」の欄の各欄の括弧内には、貸付した者の数を内数として記載すること。
- 5 1の(3)には、当該年度内に実施した集団処遇について、その種類（酒害教育、薬害教育等）ごとに回数及び参加延べ人員を記載すること。
- 6 公益事業のうち少年法第26条第3号の規定による補導委託については、2の欄の記載に代えて次のとおり記載することができる。
 - (1) 1の(1)のウ及びイの区分の各欄について、それぞれ合計を欄外に枠を設けて記載すること。
 - (2) 1の(1)のウにおいて同様の表を用いて「(家庭裁判所からの補導委託)」の表題を付して本表の次に別記すること。

様式第九号の二(第十四条関係)

年 月 日

(更生保護法人の名称) 殿

請求者 (住 所)
(連絡先)
(メールアドレス)
(氏 名)

閲覧請求書

更生保護事業法第29条第3項の規定により、貴法人に係る下記の書類の閲覧を請求します。
記

- 1 閲覧を請求する書類(請求する文書の番号に○印を付してください)
 - (1) 事業成績書
 - (2) 財産目録
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書
 - (5) 損益計算書(当該法人が収益事業を行っている場合に限る。)
- 2 閲覧の目的

*以下には記入しないでください。

| 処理 状況 | 担当 者名 |
|----------|----------|
| | |

(注) 「連絡先」欄には、自宅、勤務先等の電話番号等を記載すること。

様式第十号(第十五条関係) (令元法律第25号・令22号第66号一部改正)

年 月 日

法 務 大 臣 殿

(更生保護法人の名称)

理事長

更生保護法人解散 ① 申請書

更生保護事業法第31条第1項第 ② 号に掲げる事由により下記のとおり
更生保護法人を解散することについて、同条第2項の ① を受けたので、申請します。

記

- 1 解散の理由
- 2 財産の処分方法
(備考)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ① 及び ② の部分には、解散事由の区分に応じ、① には「認可」又は「認定」を、② には「1」又は「3」を、それぞれ記入すること。

様式第十一号（第十六条関係）（令元法第925・令2法第956・一部改正）

年 月 日

股

（更生保護法人の名称）

届出者（住 所）

（氏 名）

更生保護法人解散届出書

更生保護事業法第31条第1項第①号に掲げる事由により下記のとおり解散したので、同条第3項の規定により、届け出ます。

記

- 1 解散の理由
- 2 財産の処分方法
- 3 清算人の氏名及び住所
（備考）
 - 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 届出書のあて名は、法務大臣（受任地方委員会がある場合は、受任地方委員会。）とすること。
 - 3 ①の部分には、解散事由の区分に応じ、「2」又は「5」を記入すること。

様式第十二号（第十七条関係）（令元法第925・令2法第956・一部改正）

年 月 日

股

（更生保護法人の名称）

申請者（住 所）

（氏 名）

残余財産処分認可申請書

下記のとおり残余財産を処分することについて、更生保護事業法第32条第2項の認可を受けたいので、申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者
（備考）
 - 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 申請書のあて名は、法務大臣（受任地方委員会がある場合は、受任地方委員会。）とすること。
 - 3 2には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

様式第十三号（第十九条関係）（令元法律第25号・令2法律第56号一部改正）

年 月 日

法 務 大 臣 殿

（更生保護法人の名称）

理事長

（更生保護法人の名称）

理事長

更生保護法人合併認可申請書

下記のとおり合併することについて、更生保護事業法第34条第2項の認可を受けたいので、申請します。

記

- 1 合併しようとする各更生保護法人の名称
- 2 ① 更生保護法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 3 合併の理由
（備考）
 - 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ①の部分には、合併の態様に応じ、「合併後存続する」又は「合併によって設立する」を記入すること。

様式第十四号（第二十二条関係）

年 月 日

法 務 大 臣 殿

申 請 者（住 所）

（氏 名）

宿泊型保護事業経営認可申請書

更生保護事業法第45条の規定により、下記のとおり宿泊型保護事業を営むことについて認可を受けたいので、申請します。

記

- 1 名 称
- 2 事務所の所在地
- 3 宿泊型保護事業の内容
 - (1) 被保護者の種別及び種別ごとの収容定員
 - (2) 被保護者に従事させる職業訓練その他の作業の種類
 - (3) 職業紹介事業の実施の有無
- 4 被保護者に対する処遇の方法
- 5 更生保護施設の規模及び構造並びにその使用の権原
 - (1) 宿泊型保護事業の用に供する土地
 - ア 所在地、地番、地目及び地積
 - イ 使用の権原
 - (2) 宿泊型保護事業の用に供する建物
 - ア 所在地、家屋番号、構造及び床面積
 - イ 使用の権原
 - (3) 更生保護施設の設備
 - ア 土地の区画並びに区画内の建物及び構築物の配置
 - イ 建物内部の使用区分
 - ウ 居室（専ら被保護者の宿泊の用に供する部屋）ごとの床面積、被保護者の種別及び定員
 - エ 被保護者用の洗面所及び便所の数
- 6 実務に当たる幹部職員の名氏及び経歴
- 7 宿泊型保護事業の開始予定時期
- 8 定款その他の基本約款
- 9 経理の方針
 - (1) 財産管理の方法
 - (2) 経費に充てる主たる財源
 - (3) 収益事業の種類
- 10 資産の状況
- 11 経営の責任者
 - (1) 氏名及び経歴
 - (2) 資産の状況

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 1には、事業を営もうとする者の名称を記載すること。
- 3 2は、事務所を2か所以上設ける場合には、主たる事務所のほか、更生保護施設の事務所及びその他の事務所の区分を明らかにして記載すること。
- 4 3の(1)には、被保護者の性別、成人又は少年の別を記載し、その種別ごとに、収容定員を記載すること。その他被保護者の範囲を限定する場合には、その旨を記載すること。
- 5 4には、更生保護施設で行う処遇の方法について記載すること。ただし、「別紙「処遇規程」とおり。」等と記載して、更生保護施設における処遇の基準等に関する規則(平成14年法務省令第〇号)第3条第1項の規定による処遇規程を添付することとしてよい。
- 6 5の(1)のア及び(2)のAには、それぞれ登記簿の記載に沿って、所在地等を記載すること。
- 7 5の(3)の各事項については、「別紙「〇〇〇〇平面図」とおり。」等と記載して、当該更生保護施設の平面図を添付し、適宜図面において明らかにすることとしてよい。
- 8 6には、実務に当たる各幹部職員の職名、氏名、生年月日、本籍、住所、最終学歴及び職歴を記載すること。
- 9 8については、「別紙「一般財団法人〇〇〇〇定款」とおり。」等と記載して、当該基本約款を添付することとしてよい。
- 10 9の(1)については、基本約款に定めがある場合には、「基本約款に記載のとおり。」等と記載することとしてよい。
- 11 10には、土地、建物その他の重要な資産の状況について記載すること。
- 12 11の(1)には、経営の責任者の氏名、生年月日、本籍、住所、最終学歴及び職歴を記載すること。
- 13 11の(2)には、経営の責任者の所有する資産の総額及び主な資産の種別ごとの金額並びに負債がある場合にはその総額を記載すること。
- 14 8から11までの各事項については、事業を営もうとする者が更生保護法人である場合又はこの申請と併せて更生保護事業法第10条に規定する更生保護法人の設立の認可申請を行う者である場合には、記載を要しない。

様式第十四号の二(第二十七条の二関係)

年 月 日

殿

届 出 者(住 所)
(氏 名)

① 経 営 届 出 書

更生保護事業法第47条の2の規定により、下記のとおり ① を営むことについて届け出ます。

記

- 1 名 称
- 2 事務所の所在地
- 3 更生保護事業の種類及び内容
 - (1) 更生保護事業の種類
 - (2) 通所・訪問型保護事業の内容
 - ア 被保護者の種別
 - イ 事業の種別
 - (3) 地域連携・助成事業の内容
 - ア 事業地域
 - イ 事業の種別
- 4 定款その他の基本約款
- 5 経理の方針
 - (1) 財産管理の方法
 - (2) 経費に充てる主たる財源
 - (3) 収益事業の種類
- 6 資産の状況
- 7 経営の責任者
 - (1) 氏名及び経歴
 - (2) 資産の状況

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 届出書のあて名は、法務大臣(受任地方委員会がある場合は、受任地方委員会。)とすること。
- 3 ① の部分には、営もうとする事業の種類に応じて「通所・訪問型保護事業」、「地域連携・助成事業」又は「通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業」と記入すること。
- 4 1には、事業を営もうとする者の名称を記載すること。
- 5 2は、事務所を2か所以上設ける場合には、主たる事務所のほか、通所・訪問型保護事業所及び地域連携・助成事業所の事務所並びにその他の事務所の区分を明らかにして記載すること。

- 6 3の(1)には、通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業のうち営もうとする事業の種類を記載すること。
- 7 3の(3)のアは、地域連携・助成事業所を2か所以上設けて事業所ごとに事業地域を分担する場合には、それぞれの担当事業地域を明らかにして記載すること。
- 8 3の各事項については、該当がない場合には、「該当なし。」と記載すること。
- 9 4から7までの記載については、様式第14号の記の8から11までの事項に関する備考欄を参照のこと。
- 10 4から7までの各事項については、事業を営もうとする者が更生保護法人である場合又はこの申請と併せて更生保護事業法第10条に規定する更生保護法人の設立の認可申請を行う者である場合には、記載を要しない。

様式第十五号（第二十四条関係）（平14法省令38・令改、令元法省令25・令2法省令65、一部改正）

年 月 日

限

（認可事業者の名称）
（代表者の役名及び氏名）

認可事項変更認可申請書

下記のとおり認可に係る事項を変更することについて、更生保護事業法第47条第1項の認可を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 申請書のあて名は、法務大臣（受任地方委員会がある場合は、受任地方委員会。）とすること。
- 3 1には、様式第十四号の記の7を除く記載事項のうち、変更しようとする事項、その変更の時期及び変更後の内容を記載すること。

様式第十六号（第二十五条、第二十六条関係）（平14法省令36・令改、令元法省令25・令
2法省令66・一部改正）

年 月 日

殿

（認可事業者の名称）
（代表者の役名及び氏名）

認可事項変更届出書

下記のとおり、認可に係る事項の変更を届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
（備考）
 - 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 届出書のあて名は、法務大臣（受任地方委員会がある場合は、受任地方委員会。）とすること。
 - 3 1には、変更事項、変更時期及び変更後の内容を記載すること。

様式第十六号の二（第二十七条の三、第二十七条の四関係）（平14法省令36・追加、
令元法省令25・令2法省令66・一部改正）

年 月 日

殿

（届出事業者の名称）
（代表者の役名及び氏名）

届出事項変更届出書

下記のとおり、届出に係る事項の変更を届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
（備考）
 - 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 届出書のあて名は、法務大臣（受任地方委員会がある場合は、受任地方委員会。）とすること。
 - 3 1には、変更事項、変更時期及び変更後の内容を記載すること。

様式第十七号(第二十七条関係)

年 月 日

殿

(認可事業者の名称)
(代表者の役名及び氏名)

宿泊型保護事業廃止時期承認申請書

下記のとおり宿泊型保護事業を廃止することについて、更生保護事業法第47条第3項の規定により、その廃止の時期の承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 事業を廃止しようとする時期
- 2 事業を廃止する理由
- 3 被保護者に対する措置
- 4 財産の処分方法

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 申請書のあて名は、法務大臣(受任地方委員会がある場合は、受任地方委員会。)とすること。

様式第十七号の二(第二十七条の五関係)

年 月 日

殿

(届出事業者の名称)
(代表者の役名及び氏名)

① 廃止届出書

下記のとおり①を廃止することについて、更生保護事業法第47条の2の規定により届け出ます。

記

- 1 事業を廃止しようとする時期
- 2 事業を廃止する理由
- 3 財産の処分方法

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 届出書のあて名は、法務大臣(受任地方委員会がある場合は、受任地方委員会。)とすること。
- 3 ①の部分には、廃止しようとする事業の種類に応じて「通所・訪問型保護事業」、「地域連携・助成事業」又は「通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業」と記入すること。
- 4 3には、譲渡すべき財産及び財産を受ける者を記載すること。

様式第十八号（第二十八条関係）（平14法省令36・更改、令元法省令29・令2法省令60・一部
改訂）

年 月 日

法務大臣 殿

（認可事業者・届出事業者の名称）
（代表者の役名及び氏名）

事業成績等報告書

前会計年度（年 月 日から 年 月 日まで）の会計の状況及び事業の成績について、更生保護事業法 〇〇の規定により、報告します。
（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 〇〇には、根拠条文の区分に応じて「第51条」又は「第56条の2第1項」を記入すること。

様式第十九号（第二十八条関係）

年度 職員給与等一覧表

（認可事業者の名称）

| 職名 | 氏名 | 生年月日 | 職名 | 就任年月日 | 俸給等支給額 | 勤務日数 | | 休職日数 | 退職日 | 常勤・非常勤の別 | 退職年月日 | 退職給与支給額 |
|-----|----|-------|----|-------|--------|------|----|------|-----|----------|-------|---------|
| | | | | | | 通常 | 宿直 | | | | | |
| | | 年 月 日 | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | | | |

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 当該年度中に勤務したすべての職員について記載すること。
- 3 「職名」の欄には、施設長、指導主任、指導員、福祉職員、薬物専門職員、訪問支援職員、調理員又は選任代替職員の別を記載すること。いずれにも該当しない場合には、職名を具体的に記載すること。
- 4 「俸給等支給額」及び「退職給与支給額」の欄には、更生保護事業会計から支出された俸給等又は退職給与のほか、公益事業会計又は収益事業会計から支出された俸給等又は退職給与がある場合には、それらについても会計の区分を明らかにして記載すること。
- 5 「勤務日数」の欄のうち、「通常」の欄には平日昼間に勤務した日数を、「宿直」の欄には平日又は休日の夜間に勤務した日数を、「宿直」の欄には休日の昼間に勤務した日数を、それぞれ記載すること。
- 6 「常勤・非常勤の別」の欄には、年度末現在の状況について記載するものとし、年度中に常勤及び非常勤の間の異動があった場合には、異動の内容と日付を付記すること。
- 7 「退職年月日」及び「退職給与支給額」の欄は、当該年度中に退職した職員について記載すること。

(通所・訪問型保護事業用)

保 護 簿

| | | | | | | | | | | | | |
|---------------|------------------|--|-----------|-----------|-------------|-------------|----------|-----------|----------|--|--|--|
| (ふりがな) 氏 名 | | 年 月 日 生 男・女 | | | | | | | | | | |
| 種 別 | 補 導 援 護 ・ 救 護 | (1)保護観察処分少年 (2)少年院仮退院者 (3)仮釈放者 (4)保護観察付執行猶予者 (5)刑執行停止中の者 | | | | | | | | | | |
| | 更 生 策 急 保 護 | (一)刑執行終了 (二)刑執行免除 (三)刑執行猶予確定前 (四)刑執行猶予確定後 (五)起訴猶予・処分保留 (六)罰金又は科料 (七)労務場出場・仮退院 (八)少年院退院・仮退院 (九)実刑部分執行終了 | | | | | | | | | | |
| | そ の 他 | (十)保護観察終了 (十一)法定期間満了 | | | | | | | | | | |
| 種 別 記 録 類 | 時 | 居住の 援助 | 医療の 援助 | 職業の 援助 | 金品の給与 給付 | 金品の貸与 借付 | 生活 給付 | 特 定 給付 | そ の 他 | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | | | | | | |

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「種別」の欄は、該当する種別の記号を○印で囲むこと。懲役又は禁錮の刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかった場合であって、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の執行が終わったとき(その執行終了時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があり、その刑の執行が終わったときを含む)は、「(三)実刑部分執行終了」とすること。
- 3 宿泊型保護事業用の「保護の状況」の欄の「委託保護」の欄のうち、「補導援護(一般)」、「食事付宿泊」及び「宿泊」の欄には保護観察所の長から委託を受けた日数を、「委託保護終了予定日」の欄には当該委託の終了予定日を、それぞれ記載すること。
- 4 職業訓練の委託を受けた場合には、「特記事項」の欄に職業訓練委託書に基づき「補導援護(職業訓練) 日数(. . . ～ . . .)」と記載すること。
- 5 宿泊型保護事業用の「保護の実施結果」の欄の「食事の給与日数」及び「宿泊の供与日数」の欄には、被保護者の退所時に、保護を実施した日数を記載すること。
- 6 宿泊型保護事業用の「退所後の状況」の欄は、宿泊型保護事業の対象者から通所・訪問型保護事業の対象者に移行した場合に記載すること。この場合、通所・訪問型保護事業用の保護簿の作成は不要である。なお、法定期間が満了している対象者に通所・訪問型保護事業を実施した場合は、その旨備考に記載すること。
- 7 通所・訪問型保護事業用の「区分」の欄には、実施した保護の該当欄に○印を記載すること。
- 8 宿泊型保護事業用及び通所・訪問型保護事業用の「備考」の欄には、委託を受けたが実施できなかった場合等、保護の実施上特記すべき事項その他参考となる事項を記載すること。
- 9 保護簿には、保護観察所の長からの委託の通知その他関係書類を併せて添付すること。

様式第二十二号(第二十九条関係)

様式第二十一号(第二十九条関係)

金 品 給 貸 与 簿

| 年月日 | 種 別 | 氏 名 生年月日 | 金 員 | | | 物 品 | | | | |
|-----|-----|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| | | | 給与額 | 貸与額 | 返還額 | 品 目 | 給与数 | 貸与数 | 返還数 | |
| | () | 年 月 日 生 | | | | | | | | |

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「種別」の欄には、次のとおり種別の番号を記載すること。
(1)保護観察処分少年 (2)少年院仮退院者 (3)仮釈放者 (4)保護観察付執行猶予者
(5)刑執行停止中の者
(一)刑執行終了 (二)刑執行免除 (三)刑執行猶予確定前 (四)刑執行猶予確定後
(五)起訴猶予・処分保留 (六)罰金又は科料 (七)労務場出場・仮退院
(八)少年院退院・仮退院 (九)実刑部分執行終了(※)
(十)保護観察終了 (十一)法定期間満了
(※)「(九)実刑部分執行終了」は、懲役又は禁錮の刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかった場合であって、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の執行が終わったとき(その執行終了時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があり、その刑の執行が終わったときを含む)をいう。
- 3 貸与した金員又は物品の返還があったときは、その日付及び金額又は数量を当該貸与した日の「返還額」又は「返還数」の欄に記載すること。

様式第二十二号(第二十九条関係)

被保護者名簿

| (宿泊型保護事業用) | | | | | | |
|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|----|
| 種別 | 氏名 生年月日 | 委託 | | 任意 | | 備考 |
| | | 保護開始 年月日 | 保護終了 年月日 | 保護開始 年月日 | 保護終了 年月日 | |
| () | 年 月 日生 | | | | | |

| (通所・訪問型保護事業用(甲)) | | | | |
|------------------|------------|-------------|-------|----|
| 種別 | 氏名 生年月日 | 保護開始 年月日 | 保護の内容 | 備考 |
| () | 年 月 日生 | | | |

| (通所・訪問型保護事業用(乙)) | | | | |
|------------------|------------|-------------|-------|----|
| 種別 | 氏名 生年月日 | 保護開始 年月日 | 保護の内容 | 備考 |
| | | | | |

(備考)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 「種別」の欄には、次のとおり種別の番号を記載すること。
 - 保護観察処分少年 (2)少年院仮退院者 (3)仮釈放者 (4)保護観察執行猶予者
 - 刑執行停止中の者
 - 刑執行終了 (2)刑執行免除 (3)刑執行猶予確定前 (4)刑執行猶予確定後
 - 起訴猶予・処分保留 (5)罰金又は料料 (6)労務振出場・仮出場
 - 少年院退院・仮退院 (3)実刑部分執行終了(※)
 - 保護観察終了 (7)法定期間満了

(※)「(4)実刑部分執行終了」は、懲役又は禁錮の刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかった場合であって、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の執行を終わったとき(その執行終了時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があり、その刑の執行が終わったときを含む。)をいう。
- 通所・訪問型保護事業用(乙)の記入に当たっては、次の事項に留意すること。
 - 「保護の内容」の欄には、金品給与の場合には区分に応じて括弧内に給与した額を記入し、金品給与以外の場合には「2」にその内容を記載する。
 - 「備考」の欄には保護の実施上特記すべき事項を記載するとともに、貸付した金品の返還があったときは、その日付、金額又は数量を記載する。

様式第二十三号(第二十九条関係)

保管金品台帳

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|--------|----|----|----|----|----|-----|----|----|-----|--|--|
| 氏名 | | 年 月 日生 | | | | | | | | | | | |
| 年月日 | 保管 | | 返還 | | 残額 | 品目 | 保管 | | 返還 | | 残数量 | | |
| | 金額 | 取扱者 | 金額 | 本人 | | | 数量 | 取扱者 | 数量 | 本人 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

(備考)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
取扱者及び本人欄には署名等を行うこと。

様式第二十四号（第二十九条関係）

| 年月日 | 寄附者氏名 (又は団体名) | 住 所 | 寄 附 金 品 | | | | 寄附の目的 |
|-----|------------------|-----|---------|-----|-----|-----|-------|
| | | | 金 額 | 品 目 | 数 量 | 価 格 | |
| | | | | | | | |

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。
- 2 「寄附金品」の欄については、金品の寄附を受けたときは「金額」の欄に、物件等の寄附を受けたときは、「品名」、「数量」及び「価格」(市価とすること。)の各欄に記載すること。

様式第二十五号（第三十条関係）（令元法省令第28号・令2法省令第6号一部改正）

年 月 日

殿

申請者（住 所）

（氏 名）

寄附金募集許可申請書

更生保護事業法第90条第1項の規定により、下記のとおり寄附金を募集することについて許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 寄附金募集者名及び住所
- 2 寄附金を充てようとする事業の事業計画及びこれに関する収支予算
- 3 募集を必要とする理由
- 4 募集の目標額
- 5 募集の方法
- 6 募集の地域
- 7 募集の期間
- 8 募集に要する経費の概要
- 9 寄附金の管理方法
- 10 募集のための事務所を設ける場合には、その所在地
- 11 寄附金募集従事者の住所、氏名、経歴、募集担当区域及び報酬がある場合にはその金額

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。
- 2 申請書のあて名は、法務大臣（受任地方委員会がある場合は、受任地方委員会。）とすること。

様式第二十六号（第三十一条関係）

| 更生保護事業寄附金募集従事証 | | | | 第 | 号 |
|----------------|---|---|-----|--------------------------|-------|
| | | | | 寄附金募集者 寄附金募集従事者 氏名 | |
| 有効期間 | 年 | 月 | 日から | | |
| | 年 | 月 | 日まで | | |
| 募集区域 | | | 日交付 | | |
| | 年 | 月 | | | (発行者) |

(裏面)

(注意事項)

- 募集の際は、常に携帯すること。
- 関係人から要求があったときは、提示すること。
- 他人名義のものを使用しないこと。
- 指定の募集区域外において募集に従事しないこと。
- 次の場合には、直ちに返還すること。
 - 有効期間が満了したとき。
 - 募集を完了したとき。
 - 募集を中止したとき。

(備考)

用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.6センチメートルとする。

様式第二十七号（第三十二条関係）（令元法律第25号・令2法律第95号一部改正）

年 月 日

殿

報告者（住所）

（氏名）

寄附金募集結果報告書

更生保護事業法第60条第3項の規定により、年 月 日付けをもって許可された寄附金の募集の結果について、下記のとおり報告します。

記

- 寄附金の総額
- 寄附者の氏名、住所及び寄附金額
- 募集に要した経費の総額及びその内訳
- 寄附金の管理状況

(備考)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 報告書のおて名は、法務大臣（受任地方委員会がある場合は、受任地方委員会。）とすること。